

平成 27 年度 事 業 報 告 書

一般財団法人航空医学研究センター

第1部 事業報告書

航空医学研究センターは、航空機乗組員の航空身体検査の実施、航空に関する医学的・人間工学的な研究の推進、航空医学等に関する知識の普及及び指導を図り、もって民間航空の安全に資することを目的としている。

平成27年度においてもこれらの目的を達成するため、以下のとおり各事業を実施した。

1. 検査事業

当センターにとって収入の柱である検査事業については、航空身体検査を受ける航空機乗組員にとって受検しやすい体制及び施設にて効率的に実施するとともに、検査コストの低減に努めた。

平成26年度は、全日本空輸株の身体検査の更なる受注、航空大学校の入試時身体検査の全面受注などにより、収入が前年比143.9%となり前年より51,229,497円の増収となり安定的に経常増減額を増やし経営基盤の安定に貢献することとなった。

平成27年度は、全日本空輸株の身体検査の更なる受注、航空大学校その他大学校の入試時身体検査の継続的な受注、その他身体検査の継続的受注などにより、収入は180,452,575円（前年比107.5%）となり前年より12,645,336円の増収となり、検査増により費用増はあったものの収入増が上回ったため、昨年度に続き経営基盤の安定に貢献する結果となった。

(1) 航空身体検査等

航空運送事業に従事する航空機乗組員を対象に、航空法に基づく航空身体検査及び加齢航空機乗組員の付加検査を実施した。

航空身体検査は、内科、眼科、耳鼻咽喉科及び精神神経科の4科においてそれぞれ専門医による体制で実施した。

航空身体検査については全日本空輸株が2,479件（前年比96.4%）、他航空会社等が240件（前年比90.9%）となり、前年より減少した。

加齢航空機乗組員の付加検査については、平成27年3月30日付けで加齢付加検査の基準変更があり乗員の年齢上限が64歳から67歳に引き上げられたことにより、国土交通省より65歳時航空身体検査付加検査実施機関（現在、全国で5機関）として指定を受け、新たに65歳時の付加検査を29件実施したが、

63歳時付加検査が廃止されたため、スクリーニング検査を含め 516 件（前年比 73.0%）となり大幅に減少した。

一方で、全日本空輸㈱の航空機乗組員の社内身体検査について前年よりさらに 1,100 万円程度拡大受注し、増収に大きく貢献した。

その結果、収入は 147,653,772 円（前年比 106.5%）となり、9,020,678 円の増収となった。

（2）大学入試等の身体検査

航空大学校の入試時身体検査については平成 26 年度に 3 年ぶりに全面受注したが、平成 27 年度も引き続き受注した。またその他大学については、従来どおり桜美林大学及び法政大学の入試時検査並びに在校生の航空身体検査についても実施するとともに、新たに崇城大学の入試時検査ならびに在校生の航空身体検査も実施した。

その結果、収入は 32,798,803 円（前年比 112.4%）となり 3,624,658 円の増収となった。

2. 調査研究事業

航空医学の発展を通して航空の安全に寄与するため、引き続き航空身体検査のより適切な運用を検討し、航空医学が当面する諸問題や内外の航空医学に関する諸動向等について調査をしつつ討議を行い、下記の項目について具体的な研究を行った。

（1）自主調査研究

① 1 %ルールに関する文献調査等

1 %ルールは 1988 年に英国で開催された航空心臓医学に関するワークショップにおいて検討用の仮説として初めて提示されたものであり、その後この考え方の延長線上において 1998 年の欧州共同航空規則が作成され乗員年齢制限が 65 歳まで引き上げられ、さらに 2006 年には ICAO が国際標準を改定し機長の年齢制限が 65 歳未満まで延長された。

これに関し文献調査等を行い、この考え方を日本の航空身体検査にかかわる関係者へ紹介するとともに、これまで日本は航空医学上の安全性が十分確保されていることを示すため、サキュラーの発行等を行った。

②航空医学懇談会準備会の実施

当センターにおける調査研究活動および普及啓発活動のニーズを発掘するとともに、当センターにおける活動成果の普及に関する調整等を行うことを目的として、航空医学関係者が集い議論する場としての航空医学懇談会を実施することを目指としてその準備会を発足し、全日本空輸(株)および日本航空(株)などの関係者とともに、計2回の会合を実施し、平成28年度より懇談会を実施することが確認された。

(2) 航空局等からの委託を受けて行う調査研究等

①加齢乗員の現状等及び航空機乗組員の健康管理に関する調査

平成26年7月の国の「乗員政策等検討合同小委員会」を踏まえ、操縦士不足を乗り越えるため65歳以上の操縦士を活用する可能性等について当センターが航空局より受託し実施した有識者委員会において検討が行われ、平成27年3月30日付で乗員の年齢上限が64歳から67歳に引き上げられた。また、同有識者委員会においては、年齢上限引き上げ後の状況について、毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとされた。

一方同合同小委員会のとりまとめにおいて、「航空会社、特にLCC等における健康管理体制が確保できるよう、航空産業医及び健康管理担当者向けの操縦士の日常健康管理マニュアルの作成について必要な措置を講じるべきである」とされ、また平成27年3月24日に発生したドイツ ジャーマンウイングス機墜落事故において、航空機を意図的に墜落させた副操縦士に精神疾患の既往歴があったことが判明しており、精神面を含む乗員の健康管理について世界的に問われている。

本調査は、上記を踏まえ、乗員の年齢上限引き上げ後の状況について、適切な健康管理や乗務管理が行われているか、技能レベルが適切に維持されているか等について調査を行うとともに、乗員の健康管理について定期航空輸送事業者に対する乗員の健康管理基準の作成、健康管理教育の促進等について、航空局より受託し必要な調査を行ったものである。

これに関し、医学・航空会社・操縦士関係の有識者を中心とした「航空機乗組員の健康管理等に関する検討委員会」の事務局を務め、5回の会合を開催し、「航空機乗組員の健康管理に関する基準(案)」並びに「航空機乗組員の健康管理に関するガイドライン(案)」に関するとりまとめ等を行った。

3. 普及指導事業

(1) 指定医講習会の開催

航空局が主催する全国の指定医に対する講習会については、引き続き当センターが受託して実施し、新たな指定医の指導・育成、及び現指定医の検査水準の向上に寄与した。

(2) 指定医療機関相談窓口の運用

航空局の要請により、平成14年度から全国の指定医療機関を対象とする相談窓口を開設している。平成27年度も電話によるものが50件程度、e-mailによるものが10件程度であり適切に対応した。指定医や医療関係従事者の質問や相談に答えていくことにより適正な航空身体検査証明の実施に寄与した。

(3) 一般相談窓口の運用

航空機乗組員を志望する学生やその他の方々からの質問・相談についても、e-mail や電話により積極的に問い合わせに対応した。平成27年度は電話によるものが100件程度、e-mailによるものが130件程度であり適切に対応した。

(4) 航空医学に関する講義、講演について

航空大学校、航空保安大学校をはじめ、一般大学・各種団体に対し、航空医学に関する講義、講演を行った。

また航空業界において航空医学及び航空身体検査の適正な運用に関する知識を共有してもらうべく、公益社団法人日本航空機操縦士協会との共同開催による3回目のシンポジウムとして、「エアライン航空医学適性セミナー」を開催した。

(5)『Guide for Additional Medical Examination for Aircrew Aged 60 and over』の発行

航空身体検査マニュアルのうち付加検査関係の英訳本を作成・発行し、昨今の外国人航空機乗組員の増加に伴う翻訳の要望に応え、円滑な航空身体検査の実施に寄与した。

(6) 乗務員の健康管理サーチュラー

航空機乗務員の、航空身体検査への理解や日常の健康管理に役立つ小冊子であるサーチュラーについて、『航空医学における1%ルール（その1）』および『航空医学における1%ルール（その2）』を発行した。

(7) ホームページの運営

インターネット上に開設されたホームページについて、通達類の紹介ページの見直し等を進めた他、航空身体検査及び航空医学に関する情報を適時更新し、最新の情報を提供した。

(8) 第 61 回日本宇宙航空環境医学会大会の運営

平成 27 年 11 月 19 日～21 日にかけ、「空の安全、宇宙の安全」をメインテーマとして行われた、上記医学会大会に関し事務局運営業務を行ない、広く宇宙・航空医学の発展に寄与した。

以 上